

令和 8 年度第 1 回能勢町障害者計画等推進委員会

日時：令和 8 年 7 月 1 日（水）10:00～12:00

場所：能勢町保健福祉センター 集団指導室

議 題：(1)計画策定までの流れ
(2)第 3 期能勢町障がい者計画等の取組状況について
(3)アンケート調査結果等について
(4)第 4 期能勢町障がい計画等について
(5)その他

出席者：(委 員) 野村 恭代、八木 キヨミ、塩田 恒美、森内 由美子、
城阪 敏明、宇佐美 哲郎、深田 陽子、宮武 宏樹、
高田 聡文、中 幸男、永棟 真子、大崎 年史、
清水 正樹、松下 和之、荒木 裕子（敬称略）
(オブザーバー) 株式会社 国土開発センター
(事 務 局) 花崎、菊池、谷、南

1 開会

・あいさつ

(委員長) 皆さま、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ごとといいますが、大学のお話なのですが、6 月 1 日、メタバース空間にインドアライフ研究所という研究所を立ち上げました。この 2 年間、研究事業を推進してきました、その一つの結論として研究所を立ち上げるということに至りました。研究所の研究員になれるのは、ひきこもりの経験を有する人のみです。私たち大学関係者が研究をするのではなく、ひきこもりの経験を決して無駄なものではなく、社会の知に変えるのだという経験をしていただくことを目的としています。支援や援助という文脈ではなく、ご自身やご家族に、ひきこもるということに対するネガティブな思いを持っておられる方が多くおられましたので、その経験には本当に意味があるのだということを実感していただくための研究所にしています。

私をはじめ、多くの大学関係者が参画していきまして、私たちは研究員のサポートをする研究補佐の役割で研究所に入っています。もしお知り合いの方などに、インドアライフ、つまりひきこもりの生活を送っておられる方がおられましたら、一度インドアライフ研究所で検索をしていただきますとホームページが出てまいりますので、ご覧いただければと思います。

なお、研究所はホームページから研究員登録ができるのですが、研究所自体はクラスターというメタバース空間を使っています。仮想空間です。これも理由がありまして、ひきこもりという現象は、社会との間に何らかの葛藤や摩擦をご本人が抱えておられるわけです。それにもかかわらず、社会に出る、地域に出るということを支援の目標にすると、そ

のことを大変しんどく感じる方が多いことがこの2年間で分かりました。また、支援を受けるということに対して自尊心や自己評価が下がるご家族やご本人の皆さまがおられるということも分かりましたので、社会に出る、地域に出るというその前に、仮想空間、メタバースを使って研究をしていただくということにしています。

メタバースにしたことも理由がありまして、これも2年間ひきこもっておられる方や、元ひきこもっておられた方、ご家族、支援団体の皆さまからお話を聞く中で、メタバースが非常に親和性が高いということが分かりました。社会や地域に出ることには抵抗があっても、メタバースは現時点で利用されている方が非常に多いということが分かりましたので、恐らく抵抗感が少なく、場所として研究所として活用していただけるメタバースを選んだという理由があります。ぜひ一度のぞいてみていただけますと幸いです。ご興味がありましたらメタバース空間の研究所もご覧いただけるようにいたしますので、ご連絡いただければ、また個別にやりとりもさせていただきたいと思います。

ということで、すみません、計画のあいさつだったのですが、メタバース空間、研究所の話をしていただきました。ということで、本日2時間という長丁場ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、これから先の議題については委員長より進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 計画策定までの流れ

(委員長) それでは、改めましてよろしくお願いいたします。早速ですけれども、議題に入りたいと思います。本日は案件が4つあります。まず1つ目です。計画策定までの流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、議題(1)についてご説明させていただきます。

計画策定までの流れについて説明いたします。資料3をご覧ください。本日が、こちらの資料にありますとおり第1回目の会議です。まず、本日の会議で骨子案について議論していただきます。また次回の会議では、計画案の素案を議論する予定となっております。この間にアンケート結果について、クロス集計等を用いた考察を行いまして、また地域住民との意見交換等を通じて、計画の素案の内容について作っていく予定としております。その後、12月の第3回会議にて計画案を確定し、大阪府の法定協議に向けた事前の調整を行います。そして2月の第4回会議にて調整後の計画について本委員会に諮りまして、大阪府の法定協議にて決議が行われ、計画が完成する運びとなっております。この3回から4回の間にパブリックコメントの実施を予定しております。

計画策定までの大まかな流れとしては以上となります。委員の皆さまには本年度、本日を含めた計4回の会議にご協力いただくこととなります。スケジュールの説明は以上です。

(委員長) ご説明ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、ご意

見、ご質問などありましたらお願いいたします。

(委員長) 第3回、第4回の委員会は今のところまだ確定ではなくて、大体これぐらいの時期にということではよろしいですか。

(事務局) はい。第3回、第4回の会議日程につきましては、大まかな予定の日となっておりますので、ここに書いてある日の付近に行くことになっております。

(委員長) それでは、案件1につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 第3期能勢町障がい者計画等の取組状況について

(委員長) それでは、続きまして、案件の2つ目です。第3期能勢町障がい者計画の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、参考資料4をご覧ください。参考資料4の1ページ目からは、現行計画の障がい者計画における施策の取組状況を示しております。

2ページ目の中央付近、「今後の検討課題」を示させていただいております。目標どおりの進捗をしている事業が多くを占めるものの、一部については、サービスを展開するための人材、事業者等の不足や他機関との連携不足により、サービスや事業の休止または縮小を余儀なくされている状況にあります。例としまして、福祉有償運送サービス事業者や就労支援相談員等が不足しているという状況になっております。

続きまして、3ページ目からは、第7期障がい福祉計画の達成状況と評価となっております。まず1番目の「施設入所者の地域生活への移行」なのですが、8年度までの目標値は1人移行となっているのですが、未達成となっております。令和8年度末までに施設入所者等の削減を1人、地域移行者を1人としておりましたが、目標達成には至っていない見込みとなっております。

続きまして2番、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、こちらは4ページの評価のところをご覧ください。評価の2つ目になるのですが、精神障がいのある人が安心して地域で生活を送れるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設け、地域移行や退院支援等について情報共有や支援方法についての検討を進めてまいります。

3番目の「地域生活支援の充実」に関しましては、おおむね計画どおり遂行されております。この中の2つ目、「強度行動障がい者のニーズ把握及び支援体制の整備」についてなのですが、こちらの評価は5ページ目でございます。こちらに関しましては未達成となっております。今後、地域自立支援協議会等を活用し、関係機関との連携を強化しながら、強度行動障がいのある人の確認および支援ニーズを把握します。ここでいいますと、地域自立支援協議会等とあるのですが、こちらの地域自立支援協議会は、本会議の資料におきましては、豊能町・能勢町地域自立支援協議会の能勢町地域会議のことを指しております。

続きまして4番、「福祉施設からの一般就労への移行等」です。こちらはまだ令和7年度の数値が上がってきていない状況なのですが、令和6年度の実績から見ますと、令和8年度までの目標値につきまして、例年を大きく上回らない限り、達成が難しい状況となっております。

ページを移っていただきまして6ページの5番、「相談支援体制の充実・強化等」です。こちらはおおむね計画どおりとなっております。地域のさまざまな相談を受け、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核機能、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に行う基幹相談支援センターとして、機能充実と地域の相談支援体制の強化を図ってまいります。

6番目、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築」というところですが、こちらは達成となっております。

7ページ目からは、実際のサービスの供給量等の目標値についての達成状況となっております。現時点では令和7年度の実績まで出ている状況です。一番上、居宅介護につきましては、身体障がい者のみ計画値を下回っております。居宅介護のサービスは、家事援助や通院等介助などのヘルパーサービスを全てまとめたものとなっておりますので利用状態で時間は大きく変動します。ですので、計画値と実績値に差はありますが、特段問題はないと考えております。続きまして、②番の重度訪問介護です。こちらは現在、利用者はいない状況となっております。その下は同行援護です。同行援護は、視覚障がい者の移動支援のサービスです。こちらはおおむね計画どおりの実績となっております。8ページに行きます。④番の行動援護、⑤番の重度障がい者等包括支援に関しましては、こちらも利用者なしとなっております。

続いて、短期入所です。短期入所は身体障がい者の利用が少なく、精神障がい者の利用が多くなりました。また、障がい児の利用も出てきているという状況です。利用人数は計画値と大差ないですが、利用日数に大きく差が出ております。

9ページに移りまして、日中活動サービスです。生活介護では、精神障がい者の利用者の数が少なくなっております。9ページの下段にあります就労継続支援A型、次のページに移っていただきまして10ページ上段にあります就労継続支援B型の利用に関しましては、先ほどの生活介護と違い、精神障がい者の利用が多くなっております。このことから、精神障がい者の方に関しましては、生活介護よりも就労支援A・Bの利用の需要の方が高いということが考えられます。

10ページからのグループホーム、施設入所は、計画どおりとなっております。10ページの一番下と11ページの一番上の部分です。こちらは計画どおりとなっております。

11ページにあります計画相談についてです。こちらは月平均の人数を記載しております。ただ、実際の計画相談利用者数ではございませんのでご注意ください。相談につきましては、相談員の人員不足が全国的な課題となっております。その下、地域移行支援につきましては利用者がいない状況となっております。

資料16ページに移ってください。16ページ中段の移動支援の状況です。こちらは知的障がい者と精神障がい者の両方で計画値を大きく上回る結果となりました。ただ、こちらのサービスにつきましては、利用の方法によって利用時間が大きく変動してしまうサービスです。また今回、利用者の母数が少なく、利用者一人一人の利用の方法が実績値に大き

く反映してしまうため、このようにプラス 200%とか 500%という、かなり計画から大きくずれた結果となってしまっております。障がい福祉計画の達成状況等の説明は以上になります。

続きまして、17 ページからは、第 3 期障がい児福祉計画の達成状況と評価となっております。まず 1 番の項目ですが、こちらは達成となっております、今後引き続き関係機関と連携し、センター機能強化や支援の質の向上を図ることが求められます。

②番にあります「障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進する体制の構築」ですが、こちらは未達成にはなっています。体制は整えられたと思われませんが、まだ積極利用には至っていないということで、今回は未達成とさせていただきます。今後は保育所等訪問支援の積極的な活用等を目指していきたいと考えております。

18 ページに移ってください。18 ページの 2 番の項目です。こちらは豊能町に事業所が設置されておまして、達成となっております。

3 番は「医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置」です。評価の方は達成となっておりますが、前段の、医療的ケア児の支援の協議の場の設置に関しては達成となっておりますが、後ろのコーディネーターの配置は、次の 19 ページの資料の (2) 番にもありますとおり、実績ゼロとなっておりますので、未達成に変更いたします。資料は達成となっておりますが、コーディネーターについては未達成となっております。

続けて、19 ページは活動指標の達成状況と評価となっております。修正が何点かございますのでご案内いたします。障がい児支援サービスの保育所等訪問支援、中段の中央のところですが、こちらの令和 7 年度の数値が抜けております。こちらは全て 0 となっておりますので修正をお願いします。また、8 年度の計画には 10 と 76 と書いてあるのですが、両方 0 になりますので、こちらも修正をお願いします。また、このページの一番下の (3) ですが、(2) と同じものが書いてありますので、こちらも修正をお願いします。(3) はなしで、(2) 番までです。

それでは、19 ページの説明に参ります。(1) 番です。放課後等デイサービスの利用者数が大きく増えておまして、発達障がい支援の数が少ない状況となっております。これは連続したサービスとなっております、就学児になりますと児童発達支援から放課後デイサービスに移行されます。ですので、本計画におきまして、計画策定時点で児童発達支援を使っておられた方が放課後等デイサービスに移られたということと、就学してから新たに放課後デイを使われた人がいらっしまったということで、このような結果となっていると考えられます。参考資料 4 の説明は以上になります。

続いて参考資料 1、「能勢町を取り巻く状況」をご覧ください。まず、人口・世帯の推移についてです。本町では人口は減少傾向にありまして、令和 7 年度現在 8879 人となっております。世帯数につきましては、近年は 4500 世帯でおおむね横ばいで推移しており、令和 7 年現在では 4523 世帯となっております。

2 番の年齢 3 区分の人口割合の推移です。こちらは人口の割合をグラフにしたものとなっております、年齢の 3 区分で、年少 (0~14 歳) につきまして、近年は横ばいとなっておりますが、過去に比べると減少しております。生産年齢人口 (15~64 歳) は減少傾向にあり、高齢人口 (65 歳以上) につきましては、全体的な割合としては増加傾向になります。

よって、少子高齢化が進行していると見られます。

2 ページ目に移っていただきまして、手帳所持者の状況となっております。まず 1 番、身体障害者手帳所持者になります。こちらは、年齢別に見ますと 70 代が 37% と最も多く、次いで 80 代となっております。全体の 8 割強を 60 歳以上が占めている形となっております。3 ページの下の方に移っていただきまして、障がい別の手帳所持者数を見ると、下肢障がいが 25.6% と最も多く占めておりまして、次いで心臓、上肢となっております。

4 ページ目は療育手帳所持者となっております。下段の方は年齢別の推移です。年齢別に手帳所持者を見ますと、50 代が 18.3% と最も多く、次いで 40 代、70 代がともに 16.2% となっております。5 ページ目の上段です。障がいの程度に分けて見ますと、療育 A の方は 57.9% と過半数を占めておりまして、次いで B1 が 18.8%、B2 が 22.8% となっております。

続いて、精神障害者保健福祉手帳所持者となっております。6 ページに移っていただきまして、年代別の手帳所持者数を見ると、50 代が 28% と最も多く、次いで 40 代、60 代となっております。40 代と 50 代で過半数を占めるという傾向となっております。また、手帳等級で見ますと、2 級が 58.1% と過半数を占めており、次いで 3 級が 31.2%、1 級が 10.8% となっております。

最後、7 ページには、要介護認定および障害支援区分の状況を示させていただいております。要介護認定区分については今回、手帳所持者だけではなくて、要介護認定を受けている方全体から割合を出しております。こちらを見ますと、要支援 2 が最も多く、次いで要支援 1、要介護 4 という順番となっております。

下段に移っていただきまして、障害支援区分です。構成を見ると区分 3 の方が 16.5% と最も多く、次いで区分 4、区分 5 という順番となっております。なお、障害支援区分を持っていない「区分なし」の方は全体の 29.6% という結果になりました。長くなりましたが、以上で案件 2 の説明を終了します。

(委員長) ご説明ありがとうございました。ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では、ないようでしたら次の案件に移りたいと思います。

(3) アンケート調査結果等について

(委員長) 案件の 3 です。アンケート調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、案件の (3) 番、「アンケート調査結果等について」、まず事務局から説明いたします。詳細につきましては、委託業者の担当者の方から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の説明につきましては、参考資料の 2 番と 3 番を利用いたします。こちらのアンケートにつきましては、今年の 4 月に実施しましたアンケートの単純集計結果と自由記述、および各事業所・関係団体に行わせていただきましたヒアリングの結果をまと

めたものとなっております。先ほど参考資料1で示させていただきました手帳の所持者の人数等は、今回10月末現在の数値となっていたのですが、今回のアンケートは、4月に行っておりますので、対象者の数は若干変更になっておりまして、対象者全体で722人に向けたアンケートとなっております。ここから回答があった方を有効回答者としまして、集計を行っております。

それでは、詳細の説明をお願いいたします。

(委託業者) それでは、障害者手帳の所持者およびサービス受給者を対象としたアンケートの結果、および事業者様、関係団体様にアンケートをさせていただいた結果についてご説明させていただきます。

先ほどのご説明にもございましたが、まず参考資料の2番につきましてご説明させていただきます。能勢町に居住する障害者手帳の所持者およびサービス受給者の722人を対象に調査をさせていただきまして、回答としては361件、50%の方から回答を頂きました。今回のアンケートから見えてきた特徴と今後の計画策定に向けた主な課題について取りまとめましたので、ご説明させていただきます。

全ての設問をご説明すると長くなってしまうので、ポイントとなる設問に絞って説明させていただきます。まず2ページ目をご覧ください。2ページ目は回答者の状況をお聞きしております。「あなたご自身のことについて」についてです。まず、問2番の回答者の年齢を見ますと、75歳以上の方が43.2%を占めておりまして、本町の障がい者の高齢化が顕著であることがうかがえます。

次に、3ページの間4番は、一緒に暮らしている方を聞いているのですが、1人暮らしやグループホーム、施設などで生活している方がおられまして、家族による介護だけに頼らず、地域全体で生活を支える体制づくりが重要になっていることが読み取れます。

続きまして、4ページになります。問5番、住まいへの満足度は77%と比較的高い一方で、バリアフリー化やプライバシーの確保など住環境の質の向上を求める声もありました。

5ページの間6番では、将来の暮らし方についてお聞きしていますが、将来も家族と一緒に地域で暮らしたいという希望が多く見られ、在宅サービスや在宅医療の充実、経済的負担の軽減が求められているのではないかと考えられます。

続きまして、8ページからは障がいの状態についてです。問10番を見ますと、アンケートの回答では、身体障害者手帳の所持者では1級が最も多く、障がいの種類では肢体不自由が6割を超えています。また、療育手帳ではA判定、精神障害者保健福祉手帳では2級が中心となっております。アンケート結果では、比較的重度の障がいのある方が多い状況となっております。次のページでは、加えて発達障がいや高次脳機能障がい、難病の診断を受けている方も一定数見られ、外見からは分かりにくい障がいへの理解や相談支援の充実が重要になってくると考えられます。

続きまして、11ページからの、要介護認定や障害福祉サービスなどの利用についてです。問12番を見ますと、介護保険サービス利用者は22.2%で、高齢化の進展に伴い介護保険と障害福祉サービスの円滑な連携が重要な課題となってくることが分かります。13ページの間15番を見ますと、現在利用しているサービスでは、生活介護や相談支援が上位になっておりますが、全体としては「利用していない」「利用したくない」という回答が多くなって

います。この結果から、利用が必要であるにもかかわらず、サービスにつながれていない方がいるということも想定しながら、相談支援や情報提供の強化などに努めていくということが重要だと考えられます。

次に、16 ページをご覧ください。こちらでは日常生活についてお聞きしています。問 17 番は、外出する頻度をお聞きしています。外出している方は約 8 割と比較的多いものの、問 18 番、外出時の困り事としては、「公共交通機関が少ない」が 45.2%で突出しています。19 ページの問 19-2 番、介護者の年齢については 60 代、70 代が半数を超えていまして、老々介護や親亡き後の課題が顕在化していることが分かります。また問 19-3 番、次のページになりますが、介護者が不在となった場合に「どうしてよいか分からない」「誰にも頼まない」という回答も見られ、緊急時にそういった方が困ったときに支援を受けられるような体制づくりも求められると考えられます。

次に、26 ページをご覧ください。26 ページからは「相談について」をお聞きしています。問 26 番は、困り事についてです。困り事としては、健康面や老後への不安が多く挙げられております。また問 27 番、普段悩みや困ったことなどをどなたに相談しますかという問については、相談相手は家族や親族が中心であるという一方で、28 ページの問 29 番を見ますと、公的な相談機関である基幹相談支援センターの認知度は 13%、利用経験は 6.6%にとどまっております。29 ページの下の問 31 番を見ますと、福祉や生活に関する相談体制としてどのようなことを希望するかについては、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」という要望が最も多くなっております。

また、31 ページからの「情報収集について」をご覧ください。32 ページの問 34 番、「現在、福祉に関する情報の入手方法は、あなたにとって十分ですか」という問いに対して、「情報の入手方法がわからない」という方が最も多く見られます。これらから、必要な情報にたどり着けていない方も一定数見られると考えられます。相談体制、情報収集の結果から、サービスそのものの不足だけではなくて、相談先が分からない、情報が届いていないという課題があることが分かります。

次に、35 ページからの「就労について」をご覧ください。問 38 番、「現在、仕事をして 있습니까」というところで、現在仕事をしている方は 25.5%となっており、就労の形態を見ますと福祉的就労が中心となっています。次のページの問 38-2 をご覧ください。仕事をしている方で就労に関する困り事としては、「収入が少ない」が圧倒的に多くなっております。その他、障がい理解のある職場づくりや通勤手段の確保が求められています。

問 39 番「今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか」については、就労したいと思っているができない方も一定数存在していることがみられるため、多様な働き方や就労支援の充実が必要だと考えられます。

続きまして、39 ページからの災害時の対応についてをご覧ください。問 43 番で避難所を知らない方が 4 割を超えており、その下の問 44 を見ますと、一人で避難できない、あるいは避難できるか分からない方が多く見られます。

また、問 44-2 番、次のページをご覧ください。近所に助けてくれる人がいるかどうかというところで、「いる」と回答した方は約 2 割程度にとどまっており、地域の見守り体制や個別避難計画というところを今後考えていく必要があることが示されております。

次に、42 ページをご覧ください。ここでは障がいのある方の権利擁護についてまとめて

おります。こちらの回答では、障害者差別解消法や合理的配慮、障害者虐待防止法などの認知度については、いずれも6〜7割程度の方が「名前も内容も知らない」と回答しています。また差別の内容につきましては、差別や虐待の経験自体は少数の回答だったのですが、内容としては差別的な言動や侮辱的な言葉など、心理的な被害が多く挙げられています。これらの結果から、今後も引き続き制度の啓発や相談窓口の周知が重要になってくると考えられます。

最後に、53ページからの「今後の取組について」になります。今後充実してほしいこととしては、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」という回答が最も多くなっております。また、町に力を入れてほしい施策のところでは、「移動手段の充実」が一番多いほか、「年金・手当てなどの所得保障の充実」や「医療費負担の軽減」を求める声も挙げられております。

手帳所持者につきまして、以上の結果を総合し、今回のアンケート結果からは、当事者の高齢化と介護者の高齢化への対応や移動手段の確保、また相談体制と情報提供の充実、災害時の支援体制の強化や、地域で安心して暮らし続けられる環境づくり等を行っていくという課題が見られました。これらの課題を踏まえながら、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるような施策の検討が必要だと考えております。

続きまして参考資料3番、事業所および関係団体を対象にしたアンケート結果についてご説明させていただきます。こちらは、町内の障害福祉サービス事業所16事業所と、関係団体の皆さまを対象として実施させていただきました。委員の方の中でもご協力いただいた方には、誠にありがとうございました。

こちらは、サービスを提供いただく側や関係団体の視点から見た課題やニーズを把握することを目的として実施したことになります。皆さまにはヒアリングをさせていただき、その結果を踏まえてこの報告書を作成しております。報告書では、アンケートをさせていただいた設問ごとに結果をまとめておりますが、自由回答の内容など、意見は多岐にわたります。こちらは報告書の最後のページ、36ページに、主に出された意見や課題を整理しましたので、こちらに沿ってご説明させていただきます。

まず、1つ目に多く意見が挙げられたのが人材の確保・育成・定着という部分です。事業所の運営課題として、「人材の確保や定着」がアンケートでは93.8%と最も多く挙げられており、その次に「人材の育成」や「報酬体系・報酬額の低さ」が課題とされています。また、交通の便や生活環境の面から若い世代の就労や定住が進みにくいことや、グループホームの世話人や非常勤職員の確保が難しく高齢化が進んでいることなど、人材面の困難さが運営の全般に影響しています。研修機会の充実や、まちづくりと連携した人材の確保・定着も、行政も含めた支援が求められています。

次に、2つ目の移動・交通手段の確保になります。こちらは手帳所持者の方からも多く意見が挙がっていた要望になるのですが、事業所様や関係団体様からも多く意見を頂いております。障がいのある方が働くために充実してほしい取組としては、「職場までの交通手段の充実」が81.3%と最も多く、地域生活や外出、通所、送迎の各場面で交通・移動の負担について繰り返し指摘をされておりました。また、送迎に要する時間や燃料費の負担、公共交通機関の利用が難しい方への支援、町外に住む家族や介助者の利用が制限されるなど、能勢町特有の課題についても対応が望まれていました。

3 つ目が、地域における障がい理解の促進です。障がいのある方が地域で生活をする条件としては、やはり地域住民の方々の理解が必要という声が多く挙げられました。また、グループホーム開設時における地域コンフリクトや偏見などへの懸念も示されております。また、施設への見学・体験の機会の提供や、子どもの頃からの福祉学習、地域に開かれた事業所づくりなどを通じて、住民の方がより障がい理解を深める取組が重要だという声が多く寄せられております。

4 つ目は、当事者・家族・会員の高齢化への対応です。利用者（当事者）の方々やご家族の高齢化に伴いまして、日常生活の支援に要する時間の増加や介護保険サービスへの移行、8050 問題など複合的な家族課題への対応が求められております。関係団体の皆さまにおかれましても、会員の高齢化と新規入会者の減少が活動の継続上の課題とされており、今後は世代を超えたつながりづくりや家族への相談支援の強化がより重要になってくるのではないかと考えられます。

5 つ目は、関係機関・地域・行政の連携の部分です。サービスの質・量の確保や緊急時対応、また人権擁護や虐待防止などのいずれにおきましても、事業所単独ではなくて当事者団体や地域・行政が連携協働する体制づくりが必要だという声があります。ライフステージに応じた継続的な支援ができる仕組みや、地域移行を支える相談支援体制、地域ネットワークの充実などに、より連携して取り組んでいくことが求められております。

6 つ目が、災害・緊急時への備えになります。事業継続計画（BCP）の策定や緊急連絡網の整備についてはほとんどの事業所で進んでいる一方、福祉避難所としての受け入れ体制や備蓄の整備、夜間や医療的ケアを要する方への対応、地域住民との協力体制づくりは、まだまだ今後の課題として挙げられている部分になります。要支援者の情報共有の在り方などは、少し難しい部分もあると思いますが、行政との連携も含めて準備していくことが求められております。

最後に、情報提供や相談支援体制の充実になります。町に望むこととしては、「障がい福祉に関する最新・適切な情報提供」が最も多く、また事業者様からは「事務手続きの簡略化」という声も多く挙げられております。当事者の方には分かりやすい情報冊子の作成や、最新の情報に都度更新していくという部分、相談窓口の充実、行政からの活動の PR 強化についても求められる声が多くありました。

こうした結果を踏まえ、次期の計画の中で、地域全体で支え合う障がい福祉の仕組みも踏まえて検討してまいりたいと考えております。アンケートに関する説明は以上になります。ありがとうございました。

（委員長） それでは、ただ今のアンケート調査結果に関する説明につきまして、ご質問などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員） このアンケート調査のことで、町の方である程度把握されている内容があるかと思うのですが、それとこのアンケート結果は大体合っているのですか。また、この会社さんのコメントに対して、町の方からコメントはないでしょうか。以上です。

（事務局） 事前にというわけではないのですが、町の方でどの程度この傾向につ

いて把握しているかについては、いわゆる障がい者だけでなく一般的なトレンドとして、少子高齢化など一定こういった結果が出てきてもおかしくはないだろうという感触は、担当部署以下、担当者も含めて持っているところでございます。

ただ、これは1次分析、アンケートの結果をそのまま出しているというところです。今日の資料には載っておりませんが、どのような人たちがどのような回答をしたかというところをクロス集計しながら、もう少しこのアンケート結果を精査しながら計画の策定に盛り込んでいきたいというところでございます。従いまして、1次集計の段階ですので、業者様の方からいろいろなコメントを頂いているということに対して、最終的にこうであるというような町の見解を示したところではまだないということでございます。

(委員長) 今頂いたご質問に少し関連するのですけれども、それぞれの調査結果は単純集計ではありますが、それでも今後の取組について結果からの考察を示しておられます。これは委託業者様が考えられたものなのか、または事務局、町の方も一緒に。これは結果を踏まえての考察になるので、町と一緒に考えているというふうに認識しているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局) 考察につきまして、私どもも初稿の段階から拝見しながら確認をさせていただいているところでございます。

(委員長) という状況ですので、先ほどのご質問に関しましては、町も調査結果と一緒に確認しながら考察をしているということでご理解いただければと思っています。ありがとうございました。他に質問などいかがでしょうか。

では、考えていただいている間に私から質問なのですが、内容に関わるものではない点もあるのですが、参考資料2の34ページの結果のまとめ、考察のところになるのですが、通信手段は「携帯電話」が35.8%、「スマートフォン」が28.7%ということは、ここでの携帯電話というのは、スマートフォン以外の携帯電話を使っておられる方が35.8%おられるという理解で合っているのかということ、それが1点目です。

もう1点が、同じ参考資料2の15ページです。ここは少し中身に関わる質問になるのですが、15ページの「結果からの考察」の3つ目の黒丸で、「利用したくない」が「利用したい」を上回るサービスが多いというまとめがされています。これは町の方で答えいただいても構わないのですが、利用したくない理由について何か推察できることなど、何か利用したくないという理由をもし把握されていたら教えていただきたいというのが2点目です。

それと、あともう1点が、参考資料3の36ページ、最後のページで、BCPの策定が93.8%になっているのですが、これは昨年度100%になっていなかったですか。勘違いかもしれませんが、このあたりも教えていただきたいと思います。以上3点です。よろしくお願いします。

(委託業者) こちらから、初めの携帯電話とスマートフォンのお話と、サービスを利用したくないというところにつきましてご回答させていただければと思います。

携帯電話とスマートフォンにつきましては、中身を聞く設問がなかったのですが、恐らく「スマートフォン」というふうを選択肢を設けているので、「携帯電話」と書かれた方はガラケーのようなものを使っているということで理解しております。

サービスの利用したくないというところについてですが、ここにつきましては、選択肢として「利用したい」「利用したくない」「分からない」という回答を設けていたのですが、「利用したくない」には、恐らく対象でないという部分で「利用したくない」と選択されている方も一定数おられると見ておりますので、「利用したくない」という方が割合的には少し多くなっている結果となります。

(事務局) 失礼します。私の方から参考資料 3 の 36 ページ、最後のところ、6 番の「災害・緊急時への備え」で、「事業継続計画 (BCP) の策定や緊急連絡網の整備は 93.8%」となっており、昨年 100%ではなかったかというご質問だというふうに解させていただいております。昨年度は、この部分をトータルとしてどのような対応がなされているかのアンケートはなかったような気がします。ただ今回、委員長がおっしゃるように、過去にそういったものがあったかどうかという確認は必要と考えます。今回はあくまでもアンケートの結果ということで、アンケートの回答者がどのような意図でできている、できていないというのを書かれたかというところは、今後の分析を踏えてになるかと思います。

(委員長) ありがとうございます。少し私の質問の仕方が適切ではなかったかもしれないのですが、BCP は策定しなければいけないということになっていたと思うのです。その状況からすると、全事業所で策定されているはずだという認識をしていましたので、能勢町で 100%という数字が示されていたということではないのですが、今の状況から考えますと 100%なのではないかなと感じたところです。

あとは、設問に関しては、「利用したくない」という中に一定数「対象外」という回答も入っているということです。これは次回のアンケート調査の設問のときの参考になるかなと思います。ご説明ありがとうございます。

(委員) 参考資料 2 の 13 ページ、設問 15 で、「現在利用しているか」に○を一つと書いてあるのですが、サービス利用が一つではない方が結構おられるはずです。私の勘違いかもしれませんが、一つしか選べない形でこれは答えが出ているかなと思うと、少し変な感じがして、現実とは違うのではないかなと思ってしまったのです。それで、結局は利用していない方が多いと。もちろん実際に多いと思います。対象者が多いですから。私たちが関わっている方は必要な方がほとんどなので、サービスを利用されている方が多いですが、身体障がいの方、軽度の方とかいろいろな方がここに入っておられると思うので、「利用していない」が多くなっていると思うのですが、ただ、実際には○は 1 個で良かったのかなというのが疑問です。

(委託業者) すみません、少し書き方が紛らわしかったかもしれないのですが、13 ページで「現在利用しているか」で○を一つというのは、項目の中で「利用している」「利用していない」「分からない」の中で一つ付けてくださいということでして、それぞれに居宅介

護を使われていれば「利用している」を付けていただきまして、また重度訪問介護も、使われていればそこに○を付けていただく形になっているので、一つ一つ別々で集計させていただきます。

（委員） はい、分かりました。すみません。

（委員長） 他にはいかがでしょうか。

（委員） また意見ですけれども、人材不足の問題は、深刻な問題だといわれています。なので、どのぐらい実際に足りないのかというのを、もうちょっとアンケートに入れられたらどうなのかなと。足りないというのはみんな分かっている話なので、実際どのぐらいのひっ迫度があるのかというアンケートにされた方が今後いいのではないかと私は思いました。

（事務局） ご意見ということで、ありがとうございます。どのぐらい足りないかというところについての量的な部分ですね。

（委員） 何人ぐらい足りないのか、何人に対して何人足りないのか、絶対これぐらいは必要だとか、希望としては多い方がいいのは決まっているし、ひっ迫度が分かるようなものが必要かなと私は感じました。

（事務局） 分かりました。量的なところというよりもどれぐらいの深刻さという意味においてということで理解させていただきたいと思います。

（事務局） ご質問ありがとうございます。それぞれの事業所では、いわゆる人員の基準やそういったものが決められており、それに基づいて確保されていると思うのですが、例えば、さらに円滑にサービス提供をするためにはどのぐらいの人員が足りないのかというところについては、また皆さまのご意見もこの場などで頂きながら計画の策定を進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

（委員） 参考資料 2 の 13 ページで、重度訪問介護を利用している人が 1.1%、重度障害者等包括支援を利用している人が 1.4%なのですが、参考資料 4 の障がい者計画の取組状況のところで、重度訪問介護は実績 0 で、重度障害者等包括支援の方も実績が 0 なのですが、ここは利用している方がいらっしゃるということで、少し疑問に思いました。

（事務局） ありがとうございます。こちらにつきまして、参考資料 4 にあります利用者数というのは、能勢町が支給決定、このサービスの支給をしている・していないといったところで取っている数値となっています。こちらに照らし合わせますと、重度訪問介護等は、今そのサービスの支給をしている、能勢町側から支給決定をしている方が 0 人なので、0 という答えとさせていただきます。ただ、アンケートの方はあくまでも住民が書

かれたものになっておりますので、例えば他のサービスと間違えてチェックを付けたなどといった数値が少し反映されてしまっているのではないかと推測されます。

(委員) 参考資料 2 の一番後ろの 60 ページで、カテゴリーの「アンケート自体への意見」が 20 件ということで一番多いのですが、設問数が多く、長過ぎて回答が困難ということで、この 20 件をどのように捉えていけばいいのかということです。

(事務局) 「アンケート自体への意見」で 20 件と、他の件数と比べるとかなり多いというところなのですが、設問に関しましては、前回計画時のアンケートとの比較を行う都合上、ある程度の設問数になってしまっているというところはあると思っております。ただ、専門用語や難しい言葉があったり、活用先が不明であったりというところは改善の余地はあったのではないかと認識はしております。設問もそのときそのときに応じてある程度見直しは考えていかないといけないとは思っておりますが、多くは経年比較といえますか、前のアンケートのときから今回どのように変わってきているかという、皆さまの需要がどのように動いているかというところを知るために、ある程度は設問数が増えてくるものということでご理解いただきたいと思います。

(委員長) 他に質問などございますでしょうか。

(副委員長) 参考資料 2 ですが、個人的に非常に興味があったところでいいますと、35 ページの間 38 のグラフや問 28 の円グラフなどは、次回こういう調査をするときに、できればどういう年齢の方がこのお答えの多くを占めているのかという、クロス的なものも入っていたら、見る視点もまた少し違ってくるのではないかと思います。

(委員長) 先ほど事務局の方から、クロス集計などの分析はこれからというお話がございましたので、今頂いたクロスももし可能であればぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。他にご意見などはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は議案がもう一つありますので、先に進みたいと思います。最後にまた全体のご質問を受けたいと思いますので、何か言い忘れなどございましたらその際にお願ひできればと思います。

(4) 第 4 期能勢町障がい計画等について

(委員長) では、案件の 4 つ目です。第 4 期能勢町障がい計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料 4 「計画策定にあたって」についてご説明させていただきたいと思えます。資料 4 につきましては、第 4 期障がい者計画・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画の改定のポイントをまとめさせていただいております。この資料につきましては、1～9 ページが障がい者計画の改定のポイント、10 ページ以降は障がい福祉計画、障が

い児福祉計画の改定のポイントという構成になっております。

1 ページ目、「障がい者計画改定のポイント」です。『第4期能勢町障がい者計画』は、主に次のような内容を踏まえながら改定を行います」とありまして、表にまとめております。項目として、基本理念、基本原則、最重点施策、各分野に共通する横断的視点があり、表の左側が「国：障害者基本計画（第5次）」、計画年次としては令和5～9年度の表です。表右側に、「大阪府：第6次障がい者計画（素案）」とありますが、これは令和9～14年度の計画年次です。これらの上位計画に基づいて今回の内容改定を行っていくというところでございます。

基本理念として、国の方は、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方針を定める」とあります。対しまして大阪府の方では、基本理念として、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とあります。

この右側の大阪府の素案の方ですが、令和8年3月時点のものを採用しておりまして、アンダーラインが引いてありますのは、第5次計画からの変更を示唆しております。多くの点が変更になってはおりますが、逆に申しますと、中身についてはこれからではあるのですが、表現を変更している部分もありますので、全てが大転換しているということではございません。

最重点施策についてですが、例えば最重点施策の①番、「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」は、前回のときはどういう表現であったかといいますと、「入所施設や精神病院からの地域生活への意向の推進」と。これが①番のような形に変更になっております。②番、③番についてはそのまま使われています。

2 ページ目、「近年の法整備の動向」です。令和5年4月以降、現在に至るまでの主なものを表としてまとめさせていただきました。かいつまんで説明させていただきますと、上から2番目、障害者総合支援法などの一部改正は、令和6年4月に全面施行しております。障がい者らの地域生活や就労の支援の強化などにより、障がい者らの希望する生活を実現するため、障がい者や難病患者らの地域生活や就労の支援の強化などが講じられました。

また、上から4つ目です。障害者差別解消法の改正は、令和6年4月に施行されております。民間事業者による合理的配慮が、努力義務から義務化になっております。また、障がい者への対応に関する体制整備・周知啓発の強化、相談・紛争解決の仕組みの充実などが盛り込まれております。

上から7番目です。2024年度障害福祉サービス等報酬改定は、令和7年10月に全面施行となっております。障がい福祉分野の人材確保のため、介護と同水準の処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質などに応じたメリハリのある報酬改定を行ったとされております。

また、次の3ページ目についてですが、「能勢町の障がいのある人を取り巻く現状と課題」について整理させていただいております。先ほど説明させていただいておりました参考資料1や参考資料4を踏まえてこのページを作成しております。

能勢町の現況としましては大きく5つ、やはり人口減少です。令和7年現在は8879人で

あり、世帯数についても 4500 世帯程度で横ばいでございます。また、身体障害者手帳の所持者は 485 人、年代別で 70 歳代、80 歳代が中心で、60 歳代以上で 8 割強ということが見て取れます。療育手帳の所持者については 197 人であり、年代別では 50 歳代が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者については 93 人であり、年代別では 40 歳代、50 歳代で過半数を占めるという現状が見て取れます。

考慮すべき社会情勢としまして 5 つ挙げておりますが、要点を説明させていただきます。やはり一番上のところですが、さまざまな事情からサービスにつなげることができず孤立しているケース、また 8050 問題やダブルケアラーなど世帯の中で課題が複合化・複雑化してきています。また、上から 3 点目ですが、障がいのある人への支援ニーズが拡大する一方で、サービスを提供する事業者などの人材不足が深刻化していると。先ほどもこれは皆さま、ご承知ということでご意見があったところでございます。

この 2 点を踏まえ、前計画の検証を行ったところ、2 点が明らかになっております。計画に基づき施策を推進し、目標どおり進捗している事業が多く占めるものの、一部についてはサービスを展開するための人材、事業者などの不足により、サービスや事業の休止または縮小を余儀なくされている状況にあります。また、今後も障がいのある人の地域生活を支援していく上で、事業・サービスの内容の見直しや他機関との連携強化が必要な取組があり、事業者や関係機関との協議の下、効果的な事業展開等を検討していく必要があるというところでございます。

4 ページをご覧ください。これも先ほど参考資料 2 で説明されてきたものでございます。手帳所持者対象アンケート調査結果の概要ということでまとめさせていただいております。各項目につきまして、参考資料 2 の何ページに書いているかを中タイトルのところで示しておりますので、そこに立ち返っていただくことでご確認できる形にしております。

大きなところとしましては、やはり高齢化や交通問題は何度となくアンケートの中でも答えが多かったところかと思っております。また、情報収集について、障がいのある方が必要な情報を入手できていないことも、アンケートの結果として見られると思っております。

5 ページ目をご覧ください。こちらは事業所・関係団体のアンケートおよびヒアリング結果の概要です。詳細な資料、参考資料 3 でご説明させていただいたものを簡単にまとめさせていただいております。先ほどと同じように中タイトルの右側に参考資料 3 のページ数を付しておりますので、そちらの方からこういった考えを導き出しているのご理解いただきたいと思います。

事業所の運営課題としましては、やはり人材確保が最も多く、9 割強を占めています。また、過去に利用者からの依頼に対してサービスを受け入れられなかったことがあると回答されている事業所が 7 割程度あるところからも、やはり人員の不足が大きく影響しているということが見て取れます。また、左側の一番下ですが、事業者として町に望むことは、「障がい福祉に関する最新・最適な情報提供」が 7 割弱を占めているということ、あとは「事務手続きの簡略化」や「人材確保・定着のための支援」が望まれているという結果になっております。

関係団体様から頂いたご意見の中では、特に障がい者の福祉サービスに感じることというところで、やはり親子の高齢化や、通所系サービスから施設入所への移行を考えている

といったところが顕著に出ていたり、移動支援サービスを充実させてほしいという意見が見て取れます。

6 ページをご覧ください。これらのアンケート結果などを踏まえ、課題の整理をしております。6 ページに大きく 5 点挙げさせていただいております。1 点目は「福祉人材の確保・育成、定着」、2 点目として「交通移動手段の充実」、3 点目として「総合的な相談支援体制の充実・情報アクセシビリティの向上」、4 点目として「地域生活支援の充実」、5 点目として「安全・安心な福祉のまちづくりの推進」です。大きく 5 点にまとめておりますが、いろいろな課題が見えてくる中で、実際に障がい者の方の計画だけで解決できるかどうかという問題もあると思いますが、一旦こういった形でまとめさせていただいております。

7 ページにつきましては、計画の基本理念と施策体系の骨子案になります。表の左側が現行計画の施策体系、右側が次期計画の施策体系（案）となっています。基本理念につきましては、現行計画をそのまま継承させていただけたらと思います。「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」を継承した計画を検討してまいりたいと思っております。

計画の基本的な視点は大きく 3 点あります。現計画にて「共生社会づくりの推進」としているところにつきましては、「共生社会の実現に向けた取組の推進」という表現に一部変更しております。また「当事者本位の支援展開」につきましては、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」という表現としております。3 点目については、「総合的かつ分野横断的な施策の推進」を、2 番の方にまとめておりますので、これは国が提唱しているものではあるのですが、「障がい特性等に配慮したきめ細かな支援」としてしております。これは 1 ページの国の考え方から出てくる部分でございます。左の方の「各分野に共通する横断的視点」にて、下から 3 つ目、国で示しているものを今回の基本計画の基本的視点の一つとして入れさせていただいております。

7 ページに戻りまして、施策分野、施策の方向性を、現行計画と次期計画で並べてお示ししております。施策分野につきましては、ほぼ 100%、継承する形でまとめております。1 点だけ変わっておりますのが施策分野の 6 番目、「人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進」を、文章としましては「人権を尊重し合い、ともに生きるための理解と交流の推進」と、私どもとしては一つ踏み込んだ形を取らせていただいております。この点が施策分野についての変更点になります。

その施策分野にそれぞれぶら下がる施策の方向性についてですが、1 番目、「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」、この中の施策の方向性としてしましては、現行計画の 1 番と 2 番、「福祉のまちづくり」「住環境の整備」を一本化し、次期計画としては「福祉のまちづくり」とさせていただければと考えております。3 番目の「情報アクセスの整備」、4 番目の「防災・防犯対策の充実」につきましては基本的に継承していくという形で、一部文言修正はございますが、おおむね体系としては継承していく予定でございます。

施策分野の 2 点目、「いきいきと活躍できる自立と社会参加の促進」です。現行計画の 1 番目、「雇用・就労の促進」はこのまま継承させていただきます。2 番目の「福祉的就労場の整備促進」、3 番目の「職業リハビリテーションの充実」につきましては、次期計画では 2 番目の「障がい特性に応じた就労支援」という形でまとめさせていただいております。現行計画の 4 番目、5 番目、「スポーツの振興」「文化・芸術活動の推進」につきましては、

次期計画では3番目の「スポーツ、文化・芸術活動の振興」というところにまとめさせていただきます。

施策分野の3点目、「生活の質を高める生活支援の推進」につきましては、現行計画は大きく2つございました。2つ目の「生活における相談支援等の基盤整備の充実」を、次期計画では2番目、3番目、4番目と少し細分化しております。「相談支援等の充実強化」「地域生活移行の促進・定着」「保健・医療・福祉・介護の連携」ということで、生活の質を高める生活支援の推進を打ち出してきております。

その他につきましては、章立て等に大きな変更はございません。表現等でやや変更がございますが、大きな変更ではございません。

8 ページをご覧ください。現行計画における施策分野別の施策・取組を書かせていただいております。先ほど申し上げましたような施策分野について、もしくは施策の方向性、その中身について網羅されているものでございます。

これにつきまして、次の9ページが、第4期障がい者計画における施策分野の取組の体系になっております。カラー刷りで右肩の方に薄だいで「アンケート結果による変更」、薄紫で「国・大阪府の動向による変更」、薄緑で「表現及び構成の見直しによる変更」という凡例が付いていると思います。それぞれ施策の方向性や施策・取組の例の中で、どういったものから起因してこういう言葉に変えているかというところを示しております。

「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」の中では、外出支援や交通手段の充実、これは町内各施策との連携が必要ではございますが、こういった部分が大きなものになってくると思います。また、防災・防犯対策におきましては、警察との連携など、関係各所の連携が必要になってくると考えているところです。

「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」については、施策の取組例としましては福祉的就労の場の確保、また就労支援事業の推進などが重要視されてくると考えています。

また3番目、「生活の質を高める生活支援の推進」における施策・取組についてですが、「障がい福祉人材の確保・育成」、「相談支援等の充実強化」に加え、「意思決定支援の推進」が挙げられております。これは就労選択支援などがつながっていくと考えております。

4番目、「心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進」です。これは施策の方向性の2番、「精神保健福祉の推進」に入るもので、一番右側の施策の取組では「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、また2点目として「心の健康づくりの推進」が重要になってくると思います。このあたりにつきましては、関係機関、池田保健所との連携が必要になってまいります。

5点目、「ともに学び成長する療育・教育の推進」です。施策の方向性の2点目の「学校教育の充実」につきまして、「インクルーシブ教育の推進」も学校との連携は必須ということで捉えております。

最後6点目、「人権を尊重し合い、ともに生きるための理解と交流の推進」です。施策の方向性でいいますと「交流・ふれあいの促進」の中で、「ボランティアグループ・サークルの育成と活動の支援」、支援の輪を広げていくというところからも、事業者だけでなくボランティアグループなどとの連携も必要になってくると思います。

10 ページに移ります。障がい福祉計画・障がい児福祉計画改定のポイントです。こちら

は1点修正をお願いしたいと思います。(1)の「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画に係る国の基本指針の見直し」というところで16項目を挙げております。これの丸の1個目ですが、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」という表現をしておりますが、正しくは国の基本的な指針、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、少し長いですが、これが正しいものでございますので、その旨ご承知おきいただきたいと思います。

今回、これらの計画を踏まえてどのような改定をしていくかというところになっております。労働力不足への対応、地域生活移行へのさらなる促進、新たな就労支援制度の導入といったところが見直しをされているというところでございます。

16項目ある中でそれぞれを今回どのような形でご説明するかなのですが、1番の「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」については、引き続き施設から地域移行への促進が求められています。また2番、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、新たな目標が導入されたというところがあります。

次のページ、11ページです。3番目ですが、「福祉施設から一般就労への移行等」があります。令和7年10月より開始された就労選択支援を軸とした体制整備が求められています。3番目のタイトルは、福祉施設の「福」が抜けております。申し訳ございません。

5点目に移ります。11ページ目の⑤です。「地域における相談支援体制の充実強化」です。これは丸の2つ目が重要と捉えております。相談支援専門員の計画的な養成を通じ、本人や家族が望まないセルフプランの解消に取り組むということでございます。

6点目、「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上」、これは新規事項ということで特出しをしているようなところでございます。

次のページです。主なところを要約として説明させていただきますと、10番目、「人口減少地域におけるサービスの維持・確保」というところ、本町も同じような環境にございますので、ここについては重要視させていただきたいと思っております。

11番目、「『地域共生社会』の実現に向けた取組」、親亡き後の生活など、複雑で複合的な課題というところが重層的な支援体制を必要としているというようなところでございます。

あと14番目、「障害者等に対する虐待の防止等」について、ここの丸の2つ目、サービス担当者会議等に本人が同席することを徹底するなど、本人の意思を尊重する取組の一層の推進が重要だと存じております。

最後、16番目です。「災害時における障害福祉サービス提供の確保」です。防災部局や職能団体との連携、施設・事業所の連携を主として災害対策、耐災害性強化対策の推進を捉えていきたいと思っております。

13ページです。計画の基本理念、基本方針の骨子案です。大きく変えているところがございませんので、国の改定の内容についてを真ん中、現行計画を左側、次期改定案を右側に配置させていただきました。基本的に継承していくということですので、変えているところはございません。

14ページをお願いいたします。基本方針案と見直しの視点です。1番目の「障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援」についてです。現行計画に対しまして、右側の見直しの視点を含めて検討してまいりたいというところでございます。本人の意思を尊

重する取組の一層の推進、これは12ページの国の見直しの⑭から持ってきております。

2番、「障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」につきましては、右側の特に丸の3番目、4番目あたりなのですが、「人口減少地域におけるサービスの維持・確保について」の視点からの変更をしていきたいと思っております。これも12ページの国の見直しの10番です。次に、「情報取得・利用困難者への対応」については、アンケートから持ってきたというところでございます。

3番、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備」です。こちらも見直しの視点としましては、丸の2つ目、『就労選択支援』を軸とした体制の整備、ここは11ページの国の見直しの3番を持ってきております。丸の5番目、「交通移動手段の充実」は、アンケートから持ってきております。

15ページをお願いいたします。「地域共生社会の実現に向けた取組」です。こちらにつきまして、全て重要な事項であるかと思えます。5点挙げさせていただいております。全て重要事項として、それぞれ国の見直しやアンケート結果といったところからの視点を踏まえて検討していく予定としております。

5番目、「障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援」です。ここにつきましても、望まないセルフプランの解消でありますとか、障がい児支援の提供体制の整備が大事だと考えております。

16ページをお願いいたします。6番目の「障がい福祉人材の確保・定着」です。見直しの視点としましては、国が特出しをしております、今回新規で出している「介護テクノロジーの導入促進等による生産性の向上」といったところの見直しを求められているところでございます。

7点目です。「障がいのある方の社会参加を支える取組」です。こちら現行計画に対して「外出支援・移動手段の確保」、アンケートでもいろいろなご要望を頂いているところを見直しの視点として踏まえていきたいと考えております。

これら各計画の策定に向けた骨子というのを見直していきたいと考えているところでございます。以上です。

(委員長) ありがとうございます。大変申し訳ないのですが、そろそろ本来終了のお時間になっておりますが、少しだけお時間を延長させていただきたいと思えます。大変申し訳ございません。

ただ今、事務局の説明がございましたが、何かご質問やご意見がありましたらぜひお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。特に計画の骨子案につきましては、次回の委員会で素案が出される際の重要な点になりますので、ぜひご意見を頂きたいと思えます。何かご意見はございませんでしょうか。

では、私から何点かお伝えしたいと思います。7ページの骨子案の次期計画の体系案の6点目です。能勢町では一步踏み込んで「啓発」を「理解」ということで表現されるということです。大変素晴らしい方針だなど思いながらお聞きしていたのですが、方向性の「相互理解の促進」というのはこのままでもいいかなと思うのですが、分野のところで、「ともに生きるための理解」とするのか、ここを「意識の醸成」という形にするのか、意識を醸成していくということを施策分野として、その方向性としては相互理解を促進するという

考え方でもよいのではないかと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それと、先ほど事務局からもご説明がございましたが、国が新たに、例えば 14 ページの 2)、障がい種別によらないという箇所の見直しの視点の 3 点目、「人口減少地域におけるサービスの維持・確保」というものも設けています。まさに先ほどの能勢町を取り巻く状況でも人口が減少しているという状況を確認はしましたので、このあたりは能勢町での計画の独自性が色濃く出せる項目になるのではないかと思いますので、このあたりもどのように盛り込むかということで、具体的な素案に反映していただきたいと思っています。

またもう一点、アンケート調査からも出ていましたが、やはり権利擁護の視点というのは非常に重要だとは思いますが、次期計画の中では権利擁護ということがあまり強調されていないようにも受け取られます。この点も少しご検討をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

他に委員の皆さま、いかがですか。骨子案を中心に何かご意見を頂けると大変ありがたいのですが。

(委員) 特に重要な項目はどれですか。いっぱい項目があるから、複雑で全部一気にやり切れないと思うのですが、今年特に重点的にやりたいと思われているのはどこなのでしょう。

(事務局) 今回、非常に多くの項目について、時間がかかってしまって申し訳ないのですが、章立てや理念の説明をさせていただきまして、いずれも甲乙つけ難く、いずれも大事な項目と思っております。今の時点でどれが重要というのはなかなか申し上げにくいところもあるのですが、例えば先ほど委員長がおっしゃいました人口減少、能勢町はそういう地域になっていきますので、それにどう対応するかや、権利擁護について、委員長からお示しいただいた内容もありますので、例えばそういうところも含めながら、今後全体的にどれが特にとりわけ重要かというのは、どれも重要なところにはなるのですけれども、この場で委員の皆さまから今後ご意見を頂きながら精査していきたいと現時点では考えているところです。

(委員長) 他にご意見、ご質問などいかがでしょうか。今すぐにとすることは難しいということでしたら、また何かご意見やご質問など、後ほど資料をじっくりご覧いただきましてもし何か疑問点などがございましたら、事務局にメールなどで連絡を個別にすることでもよろしいですかね。よろしいですか。その場合、期日はいつぐらいまでにしましょうか。

(事務局) また日程の説明をさせていただこうと思っているのですが、次回の委員会は 10 月 22 日を予定しておりまして、そのときまでにある程度ご意見を頂ければ、それを取りまとめて、次回の委員会のときに改めて皆さまにお示しするという形で整理ができればと思っていますので、お気付きの点がありましたらぜひご意見を頂けますと幸いです。

(委員長) ということは、次回の会議まで随時ということでもよろしいですか。

(事務局) 資料の調整などもあったりしますので、直前ですとなかなか難しかったりするところがあるかもしれませんが、お気付きの点がありましたらその都度、早めに頂けますと幸いです。

(委員長) それでは、できれば今月中ぐらいに、勝手にすみません、日程を切りましたけれども、今月中ぐらいまでに資料をご覧いただいて、お気付きの点や疑問点がございましたら事務局まで連絡を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(5) その他

(委員長) それでは、最後、案件の(5)があります。その他なのですけれども、案件の(5)、その他につきまして、事務局から連絡事項がございましたらお願いできればと思います。

(事務局) 失礼します。先ほども策定の流れでも説明させていただいておりますが、スケジュール関係でございます。次回は10月22日に開催したいということと、まだ確定ではございませんが、年内12月9日ごろを想定しております。また、年明け2月の末ですけれども、2月24日ごろということで委員会にご参集いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、今後の策定に向けまして、骨子から肉付けをしまして案に持っていくという流れになっております。このどこかの段階で自立支援協議会や地域部会など関係団体の意見を聞く場も設けたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。以上です。

(委員長) それでは、委員の皆さまから最後に全体を通して何かお気付きの点や、ご質問などありましたらお受けしたいと思いますのですが、何かございませんでしょうか。

(委員) すみません。

(委員長) お願いいたします。

(委員) 就労支援施設Bが移転するという話があり、まだ移転はしていないように思うのですけれども、その点はどうなっているのでしょうか。

(事務局) 個々の事業者さんのことなので詳しいお話はできません。町内でサービスは継続されるのですが具体的なところは差し控えさせていただきます。

(委員長) 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、司会進行の不手際でお時間が超過いたしまして大変申し訳ございませんでした。本日の議題は全て終了とさせていただきますと思います。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお

返いたします。よろしくお願いいたします。

3 閉会

(事務局) 本日はありがとうございました。事務局側の説明が長くなりまして大変申し訳ありません。十分な時間が取れませんでした。次回以降、修正につなげたいと思います。

本日の議題について慎重なご審議いただきまして、ありがとうございました。本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。